

【EU】気候中立に向けた公正な移行基金規則

海外立法情報課 濱野 恵

* 2021年6月、化石燃料関連産業の比率が高く、気候中立への移行に困難を抱える地域を支援する仕組みとして「公正な移行基金」を創設する規則が制定された。

1 背景・経緯

2019年12月、EUの行政執行機関である欧州委員会は、成長戦略「欧州グリーン・ディール」(COM(2019)640)の中で2050年までの気候中立(温暖効果ガス排出量実質ゼロ)達成を目標に掲げ、その包摂的で公正な達成のため、化石燃料関連産業の比率が高く気候中立への移行に困難を抱える地域を支援する「公正な移行基金(Just Transition Fund)」を創設すると表明した。

2020年1月、欧州委員会は、2021年から2027年までのEU多年度財政枠組みから75億ユーロ¹を配分する、公正な移行基金規則案(COM(2020)22)を公表した。同年5月、新型コロナウイルス感染症からの復興基金「次世代EU(Next Generation EU)」の創設等を含む財政政策パッケージ²(COM(2020)442)を踏まえ、基金額を多年度財政枠組みから100億ユーロ、復興基金から300億ユーロの合計400億ユーロに増額するよう規則案を改正した(COM(2020)460)。

しかし、2020年7月、EU加盟国(以下「加盟国」)首脳級代表から成る欧州理事会での調整の結果、公正な移行基金への配分額は欧州委員会の提案額よりも減額され、多年度財政枠組みから75億ユーロ、復興基金から100億ユーロの合計175億ユーロとする旨が合意された³。

これを受け、2020年12月、欧州議会、加盟国閣僚級代表から成るEU理事会及び欧州委員会は、公正な移行基金の規模を175億ユーロとすること等を含む基金規則案に関する非公式の合意に達した。同規則案は、2021年5月に欧州議会、同年6月にEU理事会で正式に採択され、同月24日、「公正な移行基金を創設する2021年6月24日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2021/1056」(以下「公正な移行基金規則」)⁴として制定、同年7月1日に施行された。

2 公正な移行基金規則の概要

(1) 構成及び目的

公正な移行基金規則は、全15か条及び附則3部から成る。同規則は、2030年までの気候エネルギー目標の達成及び2050年までの気候中立的な経済への移行に際し、深刻な社会経済的影響を受ける地域の人々、経済及び環境を支援する「公正な移行基金」を創設する(第1条)。

(2) 基金の規模及びEU加盟国への割当額

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年12月6日である。

¹ 1ユーロは約131円(令和3年12月報告省令レート)。金額は、多年度財政枠組みの当初案が公表された2018年時点の価格(2018 prices)で示している。

² 「次世代EU」については、次を参照。濱野恵「【EU】新型コロナウイルス復興基金設立規則の公布」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659058_po_02870102.pdf?contentNo=1>

³ 経緯については、次を参照。Agnieszka Widuto and Pernilla Jourde, “Just Transition Fund,” *Briefing*, 2021.9. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/646180/EPRS_BRI\(2020\)646180_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/646180/EPRS_BRI(2020)646180_EN.pdf)>

⁴ Regulation (EU) 2021/1056 of the European Parliament and of the Council of 24 June 2021 establishing the Just Transition Fund, OJ L231, 2021.6.30, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2021/1056/oj>>

基金の規模は、多年度財政枠組みから 75 億ユーロと、復興基金から 100 億ユーロの計 175 億ユーロである（第 3 条、第 4 条）。加盟国別の割当額は、附則 I に掲げられている⁵（表）。2024 年 12 月 31 日以降、多年度財政枠組みから公正な移行基金への配分額が増額された場合は、各加盟国の温室効果ガス削減率に応じて、増額分が割り当てられる（グリーン報奨メカニズム（green rewarding mechanism）。第 5 条）。一方、加盟国が、2050 年までに EU において気候中立を達成するための国内目標を採択していない場合、当該加盟国が利用できる金額は、割当額の 50% を上限とする（第 7 条）。

(3) 基金の対象及び対象外となる活動

基金の対象は、同規則の目的に直接関係し、公正な移行計画（後述）の実施に貢献する活動である。具体的には、中小企業支援や会社設立への投資、再生可能エネルギーやエネルギー効率向上のための投資、地域の移動手段の改善に関する投資、デジタル化に関する投資、労働者の再教育、求職活動支援等が該当する（第 8 条）。一方、原子力発電所の廃炉や建設、たばこ製品の製造、化石燃料関連事業への投資等は、基金の対象から除外される（第 9 条）。

(4) 公正な移行計画の策定

加盟国は、気候中立への移行による影響を受ける地域の当局と共に、当該地域の「公正な移行計画」を策定する。公正な移行計画には、気候中立に向けた国レベルの移行プロセスの説明、当該地域が移行により負の影響を受ける理由、当該地域の移行困難度の査定（失業、人口減少の予測規模等）、公正な移行基金の支援により期待される当該地域への貢献の内容（雇用創出見込み等）が含まなければならない（第 11 条）。

表 公正な移行基金規則（Regulation (EU) 2021/1056）における各加盟国への割当額（億ユーロ、%）

	国名	割当額	割合		国名	割当額	割合
1	ポーランド	35.00	20.00	15	ハンガリー	2.37	1.36
2	ドイツ	22.54	12.88	16	スロベニア	2.35	1.34
3	ルーマニア	19.47	11.12	17	ポルトガル	2.04	1.16
4	チェコ	14.93	8.53	18	ラトビア	1.74	1.00
5	ブルガリア	11.78	6.73	19	クロアチア	1.69	0.97
6	フランス	9.37	5.35	20	ベルギー	1.66	0.95
	イタリア	9.37	5.35	21	スウェーデン	1.42	0.81
8	スペイン	7.90	4.52	22	オーストリア	1.24	0.71
9	ギリシャ	7.55	4.31	23	キプロス	0.92	0.53
10	オランダ	5.67	3.24	24	デンマーク	0.81	0.46
11	フィンランド	4.24	2.42	25	アイルランド	0.77	0.44
12	スロバキア	4.18	2.39	26	マルタ	0.21	0.12
13	エストニア	3.22	1.84	27	ルクセンブルク	0.08	0.05
14	リトアニア	2.49	1.42	EU 全体		175.00	100.00

(注)

- ・割当額が多い国の順に並べている。
- ・金額は、多年度財政枠組みの当初案が公表された 2018 年時点の価格（2018 prices）で示している。
- ・端数処理の影響により、各国への割当額の合計は、「EU 全体」の割当額とは一致しない。

(出典) Regulation (EU) 2021/1056 of the European Parliament and of the Council of 24 June 2021 establishing the Just Transition Fund, OJ L231, 2021.6.30, p.13. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1056&from=EN>> を基に筆者作成。

⁵ 規則案の附則 I に掲載されていた各加盟国への割当額の算出方法によると、各国への割当額は、炭素強度（Carbon Intensity. 温室効果ガス排出量を粗付加価値で割った数値）が EU 平均の 2 倍を超える地域の産業温室効果ガス排出量、石炭鉱業等の就業者数、泥炭やシェールオイルの生産量、一人当たり GNI（国民総所得）等を基に算出される。成立後の規則の割当額も、この算出方法に沿ったものである。Widuto and Jourde, *op.cit.*(3), p.7.